

# 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

令和2年3月

取 手 市

## 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

### 1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和2年2月5日付け国住指第3643号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

### 2. 現状の分析等

#### (1) 審査に要する所要期間の把握・分析

本市における法区分（建築基準法（以下「法」という。）第6条第1号～第4号）毎及び適判物件の審査に要する平均所要期間（H31.4～R1.12）は下表のとおりである。

総日数で見ると、法第6条第1号については40日、法第6条第3号については13日、同第4号については11.4日となっており、一部法定審査期間内に処理を終えていないものもある。

また、実審査日数では、法第6条第1号については29日、法第6条第3号物件については11日、同第4号物件については7日と法定審査期間内での処理が行われており、同第4号の物件については、図面の補正等に相当の時間を要している。

法区分	事前相談 (事前審査)		確認申請から確認済証 交付		合計		(総日数) - (実 審査日数)
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	
1号	22	15	18	14	40	29	11
3号	10	8	3	3	13	11	2
4号	4.8	2	6.6	5	11.4	7	4.4

※分析対象：平成31年4月～令和1年12月に確認済証を交付した建築物（2号、適判物件は対象物件なし）※実審査日数：総日数から中断日数を除いた日数

#### (2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析及びその対応

本市においては、物件毎の審査に要する平均所要期間（H31.4～R1.12）では、概ね法定期間内に確認処理されていることがわかる。

今後、なお一層の確認審査の迅速化等を推進するためには、補正の指示後も申請者（代理者をたてている場合には代理者。以下「申請者等」という。）の対応についてフォローアップ等が必要と考えられる。

#### (3) 確認審査の流れ

本市における確認審査の流れは、①事前相談(事前審査)→②受付→③消防同意→④意匠・構造・設備審査→⑤適判審査(適判が必要な場合)となっている。

関係法令の運用等に関する平準化を図るため、他の特定行政庁や指定確認検査機関との連携を強化し、建築指導行政の円滑な執行を確保している。

#### (4) 確認審査の体制

本市においては、3名の職員で確認審査業務を行っている。

#### (5) 事前相談

円滑な確認審査のため、市に確認申請を提出するものに限り、申請者等からの求めに応じて、随時、事前相談を実施している。

#### (6) 審査担当者会議

茨城県特定行政庁連絡協議会建築分科会等を活用し、建築確認審査業務の円滑化及び迅速化を図っている。

### 3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

### 4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組み方針を以下のように定める。

#### (1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・確認図書の受付の時点で、①記載すべき事項が欠落していないか、②図書の整合性がとれているか、③法適合上、大きな問題がないか等を、チェックシート等を作成し、それにより確認する。
- ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
  - ①申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
  - ②設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

#### (2) 審査方法（審査手順・申請者等とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・確認図書の受付後意匠審査においては、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについての問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。なお、この場合、確認図書に係るすべての指摘ではない旨を伝達する。
- ・特に適判物件については、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。
- ・補正等の書面の交付を行う場合にあつては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。
- ・補正等の書面の交付を行った物件については、期限までに確実に補正が行われるよう、必要に応じて、申請者側の対応についてフォローアップ等を行う。
- ・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないよう、定期的に内部で情報共有し、調整する。

#### (3) 審査体制の改善

- ・円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、構造審査、設備審査をできる限り並行して審査を行うことができるよう、審査体制の充実について検討する。

#### (4) 消防同意手続きとの並行審査の具体的方法

- ・消防同意については、必要に応じ並行審査を行うこととし、確認審査において設計図書の補正等が生じた場合には、申請者等に消防同意図面についても補正内容を反映させるよう指示する等、消防署と十分な調整や情報交換を行う。

#### (5) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

- ・茨城県特定行政庁連絡協議会などを通して、設計者、県、特定行政庁、指定確認検査機関、委任構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

#### (6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・課長及び建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、委任構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。

### 5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体の取り組み方針を以下のとおり定める。

#### (1) 物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。また、定期に、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

#### (2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

- ・審査に係る苦情は建築指導課窓口で随時受け付ける。

#### (3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握

- ・寄せられた苦情については、実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うものとする。

#### (4) 審査担当者への指導等の取組み方針

- ・建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換、意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。
- ・審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

#### (5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・日本建築行政会議、茨城県特定行政庁連絡協議会や建築調整会議を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図るとともに、指摘事項等のバラツキの削減を図る。

### 6. その他

#### (1) 推進計画書の公表

- ・窓口に掲示するほか HP へ掲載する。